

安城こども園 重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人安城市こども未来事業団
代表者氏名	理事長 杉浦 章介
法人の所在地	愛知県安城市桜町18番23号
法人の電話番号	0566-76-5500
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 幼保連携型認定こども園の経営 一時預かり事業の経営

2 事業の目的

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

3 基本方針

- (1) 全職員で個性と創造性を発揮し、その日一日が終わるとき、「楽しかった」と笑顔で言えるような保育実践をすることで、活気のある認定こども園・クラス運営を行います。
- (2) 子どもが主体的に生活や遊びを経験しようとする意欲が育つような、遊び環境や援助のあり方を工夫します。
- (3) 子ども一人一人がのびのびと生活できるように、ゆとりと愛情のある保育に努めます。
- (4) 子どもの成長を保護者に返す努力をし、保護者と共に喜び合える保育ができるように努め、認定こども園と家庭・地域との連携を密にし、開かれた認定こども園づくりをします。
- (5) 子どもの安全確保・認定こども園の安全管理に努めます

4 認定こども園の概要

施設の名称	安城こども園
施設の所在地	安城市相生町18番7号
電話番号	0566-76-2965
開設年月日	令和3年4月1日
施設長	安城こども園 園長
対象児童	3歳児以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする3歳児から5歳児の児童
利用定員	定員 計 225名
職員数	23名
特別保育の実施状況	預かり保育 延長保育
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医	園医 森整形外科 森 宗茂 歯科 平野歯科医院 森岡 貴子 薬剤師 市川 俊一郎

5 開園日、開園時間及び休園日

< 1号認定子ども >

開園日	月曜日から土曜日まで
保育時間	午前8時15分から午後2時15分まで
預かり保育	平日 午後2時15分から午後4時15分まで 休業日 午前8時15分から午後4時15分まで 土曜日 午前8時15分から正午
休園日及び休業日	休園日 日曜日、国民の祝日、休日 年末年始（12月29日～1月3日） その他理事長が必要と認める日 休業日 土曜日 7月21日から8月31日まで 12月24日から12月28日まで 1月4日から1月6日まで

	卒園式・修了式の翌日から入園式の前日まで
--	----------------------

< 2号認定子ども >

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7時15分から午後7時まで
保育短時間の保育時間	午前8時15分から午後4時15分まで
休園日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日） その他理事長が必要と認める日

6 施設の概要

敷地 面積	2835.28㎡
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積1464.32㎡
施設の内容	保育室 9室 面積631㎡（廊下・階段含む） 遊戯室 1室 面積272.8㎡ 給食室 50㎡ 職員室 101㎡ 乳幼児用トイレ 24箇所 屋外遊戯場 1254.78㎡

7 職員体制

職 名	人 数
園長	1名
主任保育教諭	1名
保育教諭	15名
用務員	1名
保育アシスタント	3名

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担

保育料は無償です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10 緊急時の対応

(1) 認定こども園での病気や事故で、緊急に児童を病院へ搬送する場合は、事前に保護者の方に電話で搬送先の病院を相談し、決定してから搬送します。

ただし、保護者の方に連絡が付かない場合は、『緊急連絡表』のかかりつけの病院、内科、外科、歯科に搬送します。

(2) 台風、地震などの災害に対する対応は、『災害等非常時の対応』をご覧ください。

(3) 防火管理者を置き、非常その他緊急の事態に備え、防火対策、消防計画等の対策を立て、定期的な避難訓練を実施しています。

11 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情などに係る窓口を設置しています。

ご要望・苦情等の受付担当者・・・主任保育教諭

ご要望・苦情等の解決責任者・・・園長

※担当者と責任者の対応によってもご納得いただくことができない方は、本園と第三者の関係にある「相談窓口」を設置していますので、ご相談ください。

12 虐待防止について

職員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為、その他心身に有害な影響を与える行為をしないよう資質の向上に努めます。

※児童福祉法第33条の10各号

- (1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること
- (3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること
- (4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

また、児童福祉法第33条の12第1項に基づき、虐待の疑いが見受けられる場合、保護者の同意を得ずに児童相談所に通告します。

13 個人情報の取り扱いについて

個人情報は、安城市子ども未来事業団が定める個人情報保護規程に基づき取扱います。

なお、本園は、当事業団が安城市と協定を締結し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）に基づく「公私連携幼保連携型認定子ども園」として、市と連携し、教育・保育を実施します。このため、事業団が取得した情報を市に提供することがあります。

《 別 表 》

認定こども園
令和7年4月1日

1 延長保育利用料（月額）＜2号認定子ども＞

- (1) 保育標準時間認定の「延長保育 A コース」、「延長保育 B コース」、
「延長保育 C コース」の延長保育利用料（月額）

午後6時15分を超えて、午後7時まで
1,000円

- (2) 保育短時間認定の延長保育利用料（月額）

ア 朝の利用

利用開始時刻が、午前7時15分以降、午前7時30分より前まで	利用開始時刻が、午前7時30分以降、午前8時15分より前まで
1,000円	500円

イ 夕方および夜の利用

午後4時15分を超えて、午後6時まで	午後4時15分を超えて、午後7時まで
1,500円	2,500円

※課税状況等により、延長保育利用料が減免される場合があります。

2 預かり保育＜1号認定子ども＞

※保護者の就労等で保育を必要とする状態にある場合は、教育時間外に保育を行います。

- ・教育時間終了後から午後4時15分 一人当たり日額200円
- ・土曜日を除く夏季、冬季、春季の休業日午前8時15分から午後4時15分 一人当たり日額800円
- ・土曜日午前8時15分から正午 一人当たり日額375円

※日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年の1月3日までは、預かり保育を実施しません。

3 給食費

※給食費（主食代と副食費を合わせたもの）については、1食240円（食材費相当分）です。

＜1号認定子ども＞

- ・平日…1日あたり240円（給食費のみ）

※預かり保育を利用する場合は、おやつ代として1日あたり70円を徴収します。

<2号認定子ども>

- ・平日…1日あたり310円（給食費240円+3時のおやつ代70円）
- ・土曜日…半日あたり240円（給食費のみ）

※3時のおやつを食べる場合は、別途70円必要になります。

※その他

- ・所得に応じて、主食代のみの徴収となる免除規定があります。
- ・アレルギーのある児童について
牛乳アレルギーのある児童については、1日55円（牛乳代）を副食費から減額して徴収します。
その他のアレルギーのある児童については、減額しません。
- ・給食を食べない日がある場合は、前月25日を欠食締切日としてHOICTでお申し込みください。
- ・2号認定の児童が土曜日に利用される場合は、給食及びおやつの希望について前月25日までにHOICTでお申し込みください。

4 遠足の日のおやつ代について

遠足のおやつ代を行事費として徴収します。1食100円です。現金で徴収します。

5 休日保育料<2号認定子ども>

休日保育を利用する場合の利用料

3歳児	日額 1,000円
4歳以上児	日額 900円

昼食の弁当は各自持参（おやつは保育園で用意します。休日保育のおやつ代は利用料に含まれています。）

※詳細は、『休日保育のご案内』を参照してください。必要な方は園にお申し出ください。

6 病児・病後児保育室「ぐんぐん」利用料

病児・病後児保育室「ぐんぐん」を利用する場合の利用料

1日 2,000円

- ・課税状況によって減免になる場合があります。
- ・昼食の弁当は各自持参（必要な方は、おやつ、お茶、ミルクをご持参ください。）

※詳細は、安城市ホームページ『安城市病児・病後児保育事業』を参照してください。

7 その他

日用品、文房具等の購入費用のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、本園の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、児童の保護者に負担していただくことが適当と認められるもの。